

令和7年度第4回山形地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和7年9月19日（金）午前10時00分～午前10時55分
- 2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）
- 3 出席者 委員13名
公益 粕谷委員、押野委員、本間委員、丸山委員
労働者側 石川委員、遠藤委員、大類委員、納富委員
使用者側 江袋委員、大泉委員、木村委員、丹委員、仁藤委員
【欠席】 公益・コーエンズ委員、労働者側・柿崎委員
（事務局） 島田山形労働局長、松岡労働基準部長、門脇賃金室長、
今野賃金室長補佐、高橋事務官

4 議 題

- （1）山形県最低賃金の改正決定に関する異議の取扱いについて（諮問・答申）
- （2）山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について（答申）
- （3）山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
- （4）その他

5 議事経過

○本間会長

ただ今から、第4回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

はじめに、事務局から本日の出席者の状況及び審議の前に報告することがありましたらお願いいたします。

○事務局：門脇

本日は、公益のコーエンズ委員、労働者側の柿崎委員が欠席されておりますが、公益委員4名、労働者側委員4名、使用者側委員5名、計13名の出席がございますので、最低賃金審議会令第5条第2項で規定する定足数を満たし、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

次に、最低賃金引上げに係る署名をご紹介します。県労連より「山形県最低賃金を直ちに時間額1,500円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める」請願署名を、本日、100筆の追加提出がございました。本日の追加分を合わせますと3,051筆となります。

本日の審議会は公開での開催でございます。傍聴の方と報道機関の取材記者の方が入っております。カメラ撮影については冒頭の部分と答申文・諮問文の受渡しの場면을許可しております。

○本間会長

それでは、議事に入ります。

議事の（1）山形県最低賃金の改正決定に関する異議の取扱いについてです。

はじめに、9月3日の当審議会の答申に関する異議の申出について、事務局から報告してください。

○事務局：門脇

答申を頂いた後、その要旨を公示いたしましたところ、9月12日に山形県2025年国民春闘共闘委員会代表幹事、山形県医療労働組合連合会執行委員長、山形県労働組合総連合議長の連名で、9月15日に南陽市民の星遼太さんから、9月18日に共立社労働組合執行委員長から異議の申出がございました。

資料の1ページから異議申出書の写しを付けております。なお、本日の審議に資するため、委員の皆様には事前にお示ししたところでございます。

○本間会長

それでは、9月3日の当審議会の答申に関する異議の申出がありましたので、山形労働局長から異議の取扱いに関する諮問を受けることとします。

報道機関の皆様には、諮問文の受渡しの場面の撮影を許可いたします。

なお、委員の皆様には諮問文の写しをあらかじめ配付してあります。

○島田労働局長

山形地方最低賃金審議会会長本間佳子殿、山形労働局長島田博和。最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問。最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴会の意見を求めます。

○本間会長

報道機関の皆様、カメラ撮りはここまでとします。ご着席ください。

これより審議に移ります。異議申出の内容について、事務局から説明してください

○事務局：今野

先ほどご報告しましたとおり、この度、3件の異議申出書の提出がありました。3件ともボリュームのある内容ですので、全てを読み上げますと非常に時間がかかってしまいます。各委員には事前に配布し目を通していただいておりますので、申し訳ございませんが一部省略した形で読み上げさせていただきます。

まず、資料1ページ目をご覧ください。山形県2025年国民春闘共闘委員会、山形県医療労働組合連合会、山形県労働組合総連合の連名の異議申出書ですが、こちらにつきましては2ページ真ん中より下「異議申出の趣旨」の部分を読み上げさせていただきます。

1. 9月3日答申の時間額1,032円は労働者の生計費を満たしておらず低すぎます。山形県最低賃金の今年度の改定額は、せめて時間額1,500円としてください。2. 前項の実現が難しい場合は、山形県内において、若年単身世帯が賃金のみにより健康で文化的な最低限度の生活を営めるような最低賃金額はいくらであるのかを議論し示した上で、これに見合う中小企業支援策の規模と内容を明らかにし、それらをふまえ、現実の支払い能力も勘案したうえで今年度の山形県最低賃金額を定めてください。3. いずれにせよ、効力発生日を12月23日としているのは遅すぎ、東京都など大都市部との格差拡大につながります。東京都の最低賃金が答申通り10月3日に発効する場合を前提に、10月1日を起点として、答申額の適用期間中の引上げ合計額を12か月に均した場合であっても東京都との格差が拡大しないように計算し、効力発生日を答申してください。

また、7ページ目からは添付資料として「暮らしと賃金ヒアリング調査報告」もいただいております。

続きまして、10ページをご覧ください。こちらは南陽市の星遼太さんからの異議申出書

になります。

13 ページ下段の「要請事項」以降について読み上げさせていただきます。

1. 山形県の最低賃金を最低生計費試算に基づき時給 1,700 円へ引き上げること。また、発効遅延を解消すること。2. 少なくとも、宮城県と同額 (1,038 円) へ即時引き上げ、最低賃金 1,700 円へのロードマップを策定すること。3. 中小企業への助成拡充・社会保険料段階的減免、施策の恒久化を政府に要望すること。4. 生産性向上と賃上げを両輪とした地域経済戦略を策定・実行すること。5. 憲法 25 条の理念に基づき、最低賃金を生活保障の基準と位置付けること。

3 件目です。15 ページをご覧ください。共立社労働組合からの異議申出書になります。こちらについては 16 ページの「異議申出の趣旨」の部分を読み上げさせていただきます。

1. 9 月 3 日答申の時間額 1,032 円は労働者の生計費を満たしておらず低すぎます。山形県最低賃金の今年度の改定額は、せめて時間額 1,500 円としてください。2. 前項の実現が難しい場合は、山形県内において、若年単身世帯が賃金のみにより健康で文化的な最低限度の生活を営めるような最低賃金額はいくらであるのかを議論し示した上で、これに見合う中小企業支援策の規模と内容を明らかにし、それらをふまえ、現実の支払い能力も勘案したうえで今年度の山形県最低賃金額を定めてください。3. いずれにせよ、効力発生日を 12 月 23 日としているのは遅すぎ、東京都など大都市部との格差拡大につながります。東京都の最低賃金が答申通り 10 月 3 日に発効する場合を前提に、10 月 1 日を起点として、答申額の適用期間中の引上げ合計額を 12 か月に均した場合であっても東京都との格差が拡大しないように計算し、効力発生日を答申してください。

異議申出書については以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○本間会長

それでは、異議申出について、各委員からご意見を伺います。

初めに労働者側委員からお願いします。

○労働者側：石川委員

事前に頂戴しておりましたので、熟読させていただきました。1 名が個人、2 つが労働組合ということでございますので、非常に共感できる箇所が多数ございました。しかし、今次の審議会を振り返ってみますと、金額を協議する専門部会においては公労使で労働者の賃金、生計費、通常事業の支払い能力の 3 要素の他、各種指標を勘案しながら、慎重に議論を重ねてまいりました。結果、率にして 8 % を超え、額にしてはいよいよ県内においても 1,000 円を超える額をようやく導きだしました。全国加重平均、中央との額差縮小となり、ここ数年で徐々にではありますが、是正されております。ご存じのとおり、専門部会においては異例ともいえる 8 回開催させていただき、結審と答申は 9 月にずれ込む事態となりました。そういったことを勘案すれば、この導き出された結果を尊重すべきではないかと考えております。そういったことから労働者側として、今回の異議申出については、受け入れられないという見解でございます。以上です。

○本間会長

続いて、使用者側委員をお願いします。

○使用者側：丹委員

答申された金額について、使用者側は必ずしも納得しているわけではございません。労

働者側がおっしゃったとおり、目安が非常に高かったために、例年よりも回数を重ね、議論をしてまいりました。最終的には採決において、労側、使側、公益の賛成多数で1,032円という額に決定しました。77円の引上げは過去最大を更新するものでございますし、非常に使用者側、特に零細企業、従業員が2、3人しかいないような事業所にとっては大変厳しい数値だと考えております。政府の支援策が具体化していない中で、例え1,032円であっても、場合によっては、廃業を強いられたりするところも出てくるのではないかと危惧しているところでございます。いろいろな要素を踏まえて議論した結果であって、我々が納得できない結果であっても、審議会で手順を踏んで答申されたということについては、我々も尊重しなければならないのではないかと考えております。ということで、この申出は、受け入れられないと思います。

○本間会長

公益委員からご意見はございますか。

ほかにご意見のある委員はいらっしゃいますか。

9月3日の答申については、労働者側委員、使用者側委員、公益委員それぞれの意見を踏まえて、十分に審議した上で出した結論であります。このたびの異議申出の内容についても調査・議論を尽くしたと思いますので、本審議会の答申どおり決定することが適当であると考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。異議はございませんでしょうか。（「異議なし」の声）

全員異議がないものと認めます。それでは、全会一致で本審議会の答申どおりとすることを決定いたしましたので、その旨、山形労働局長に答申することといたします。

答申文案作成のため若干時間を取りますが、事務局どれくらいかかりますか。

○事務局：門脇

5分程度お待ちいただければと思います。

○本間会長

それでは、答申文案ができるまで5分程度休憩いたします。

（ 休 憩 ）

それでは、審議を再開いたします。

答申文案の内容確認のため、事務局のほうで読み上げてください。

○事務局：今野

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について。令和7年9月19日貴職から、9月3日付け山形県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する別紙の申出者からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。令和7年9月3日付け答申どおり決定することが適当である。

○本間会長

ただ今、読み上げられた答申文案について、委員の皆様から異議はありませんか。（「異議なし」の声）

異議がなければ、この内容で山形労働局長に答申することといたします。

報道機関の皆様、答申文の受渡しの際の撮影を許可いたします。
答申します。

○島田労働局長

早速のご審議により結論を頂きまして、誠にありがとうございました。

○本間会長

報道機関の皆様、撮影を終了してご着席ください。
今後の事務手続の流れについて、事務局から説明してください。

○事務局：門脇

ただ今、異議申出についての答申を頂きましたので、速やかに官報公示の手続を進めることといたします。10月1日付けの官報に登載され、12月23日の指定発効となる見通しでございます。

○本間会長

ただ今の事務局の説明について、何かご質問等がありますか。

ないようですので、それでは、ここから議事の（２）特定最低賃金の改正決定の必要性についての審議に入ります。

前回、第3回審議会におきまして、山形労働局長から改正決定の必要性の有無に関する諮問がなされ、当審議会としては必要性を話し合う場として小委員会を設置し審議・検討を行いました。小委員会の委員長は私が務めさせていただきましたので、私から審議の経過を報告します。

小委員会は9月9日と9月16日の2回開催し、特定最低賃金4業種の必要性について事務局提供資料をもとに率直な意見の交換を行いました。検討した内容としては、各業種が山形県の基幹産業といえるのか、地域別最低賃金を上回る優位性確保の必要性はあるのか等でございます。公労使で忌憚のない意見を出し合い、労使双方の意見に納得、一致する部分もありましたが、2回の委員会では結論を出すまでには至らず、小委員会で検討した内容を踏まえ、労使双方において本日までに検討し意見をまとめていただくようお願いしております。

つきましては、これから労使双方から必要性についての意見をお聞きし、本日、業種ごとに、今年度における改正の必要性について決めたいと思います。

それでは、労働者側から意見をお願いします。

○労働者側：石川委員

先ほど会長からもございましたが、小委員会の方ではある程度一致した部分もございましたが、完全に結論を見出すことはできませんでした。非常に中身のある踏み込んだ議論ができたのではないかと思います。労働者側の特定最低賃金の考え方についてですが、当該業種における労働条件の向上、また公正競争の確保、産業ごとの企業横断的な最低賃金の水準を決定する役割を果たすものであります。これは、地域別最低賃金との優位性確保が困難になっている現状においても、何ら変わることはない普遍的なことであり、労働力人口の減少に伴う人材確保競争の激化などを考えてみれば、むしろ意義や必要性は昨年以上に高まってきているのではないのでしょうか。そのあたりの重要性を再認識し、当該産業の労使のイニシアティブの発揮に向けて、真摯な議論を尽くすべきではないかと考えており

ます。以上です。

○本間会長

ありがとうございます。結論としてはどうでしょうか。

○労働者側：石川委員

4業種とも審議に入るべきという考えです。

○本間会長

ありがとうございます。続いて、使用者側委員をお願いします。

○使用者側：江袋委員

今般、地域別最低賃金の改定に伴って、特定最低賃金が4業種とも飲み込まれたという状況になっていることを認識する必要があるかと思います。これまではそれぞれの業種の業態、基幹産業としての役割、労働力確保という視点からいろいろな検討を加えて、現在の特定最低賃金となったといういきさつは当然尊重すべきであると考えます。他方、現行金額の適用に伴って、どれだけの影響があるのかと、労働者の集団グループ、数を見た場合にどうなのかという視点も必要かと思います。また、今まで委員皆さまがいろいろな検討を重ねてきたということは十分尊重していきたいところではあります。特に、自動車整備業については、特定最低賃金の業種としてあるのは山形県だけと聞いております。産業としてなくては困るということは十分理解しておりますが、地域別最低賃金に飲み込まれたという状況を鑑みれば、特定最賃として引き出してまで決めていくという必要性は薄いのではないのかと思うところであります。自動車整備業については、地域別最低賃金の適用を受けますので、その中で状況を見ながら、廃止の申出がない限りはこの業種はずっと存在し続けますし、申出いただければ来年度も検討していくということが続くわけですので、自動車整備業の改正は今回見送るという考えでございます。

○本間会長

ありがとうございます。

他の委員の皆さま、ご意見ございますか。

○使用者側：仁藤委員

私も小委員会で議論をさせていただきました。今回の最賃が1,032円ということで、既に現行の特定最賃を超えているという、これまでにない状況での今回の検討となります。最低賃金の大幅引上げをさらに、特定最賃でこれ以上にプラスして引上げるという検討は、やはり企業の支払い能力からすると77円でさえ厳しいのに重なる負担はかなりインパクトが大きいと考えております。今、特定の4業種の中で自動車整備業が1,017円ということで955円の現行の最賃と比べると1番高いレベルです。ただ、一方でその未満率をみると2.7%と非常に低く、これを上回る支払いがなされている業界なのかなという推察からしても、まずは1,032円で今年はやっていただいて、状況を見ながらまた来年検討をするのもよろしいのではないのかなと考えた次第でございます。ですので、4業種あるうち、3業種は検討して自動車整備業は1,032円で様子を見させていただくというのが、妥当でないかなと思った次第でございます。以上です。

○本間会長

ありがとうございます。

他の委員の皆さま、ご意見ございますか。

必要性に関する答申は全会一致が原則という運用がなされているところです。ただ今の双方の意見をまとめると、一般産業用機械製造業、電気機械製造業、自動車附属品製造業に関しては、使用者側も必要性有りで一致しておりますが、自動車整備業は意見が一致していません。各側話し合っていた結論だと思いますが、念のため大事な決定でございますので業種ごとに確認をいたします。

一般産業用機械製造業について、皆さん必要性ありということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

次に、電気機械製造業についても皆さん必要性ありということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

次に、自動車附属品製造業についても皆さん必要性ありということによろしいでしょうか。(「異議なし」の声)

最後に自動車整備業について、必要性なしと考えている方、挙手をお願いします。

自動車整備業については、使用者側が全員挙手ということでしたので、改正の必要性について意見の一致には至らなかったということになり、今年度は全会一致に至らず、必要性有りと結論に達し得なかったとなりますが、労働者側委員から何か発言はありますか。

○労働者側：石川委員

断腸の思いではございますが、小委員会で十分検討した結果として受け止めております。

○本間会長

ありがとうございます。

それでは、自動車整備業について、今年度は改正の必要性有との結論に達し得なかったと答申しますが、異議はございませんか。(「異議なし」の声)

それでは本審議会として、一般産業用機械製造業、電気機械製造業、自動車附属品製造業は改正決定することを必要と認めるとの結論に達した、自動車整備業は全会一致に至らず、必要性有りと結論に達し得なかったとし、答申をとりまとめたいと思います。事務局は答申文案の作成をお願いします。どれくらいの時間が必要ですか。

○事務局：門脇

5分ほどお時間をいただければと思います。

○本間会長

それでは、答申文案ができるまで5分程度休憩いたします。

(休 憩)

それでは、審議を再開いたします。

答申文案の内容確認のため、事務局のほうで読み上げてください。

○事務局：今野

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和7年9月3日付け山形労発基 0903 第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和7年9月3日付け山形労発基 0903 第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和7年9月3日付け山形労発基 0903 第3号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和7年9月3日付け山形労発基 0903 第4号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車整備業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車整備業最低賃金について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

○本間会長

答申文案の内容について、委員の皆様から何かご意見ございますか。

ないようですので、それでは、この内容で山形労働局長に答申することといたします。

報道機関の皆様、答申文の受渡しの場面の撮影を許可いたします。

答申します。

○島田労働局長

ありがとうございます。

○本間会長

報道機関の皆様は撮影を終了してご着席ください。

それでは、ここで山形労働局長からご挨拶をいただきます。

○島田労働局長

ただ今、3業種の山形県特定最低賃金の改正につきまして、必要性有りとの答申を頂き、誠にありがとうございました。

3業種の山形県特定最低賃金について、一括して金額改正の諮問をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○本間会長

それでは、議事（3）に進みます。

山形労働局長から山形県特定最低賃金の改正決定について諮問を受けることとします。

報道機関の皆様には、諮問文受渡しの場面の撮影を許可します。

事務局は諮問文の写しを配付してください。

○島田労働長

山形地方最低賃金審議会会長本間佳子殿、山形労働局長島田博和。最低賃金の改正決定について諮問。最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、山形県特定最低賃金3業種の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

○本間会長

報道機関の皆様は、撮影を終了してご着席ください。

ただ今、3業種の特定最低賃金の金額改正について諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項により、専門部会を設置することとなります。

専門部会の設置、決議について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

山形労働局長から特定最低賃金の改正決定について諮問がなされましたので、最低賃金法第25条第2項及び当審議会運営規程第4条の規定に基づきまして、業種ごとに「専門部会」を設置し、各専門部会において調査審議を行います。

続きまして、決議についてですが、当審議会ではこれまで決議事項は本審において議決してありますが、これから特定最低賃金専門部会における審議を始めるにあたり、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてご検討いただきたく存じます。最低賃金審議会令第6条第5項は「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と定めております。

これからタイトな日程での審議が想定されますので、特定最低賃金専門部会においては、部会で「全会一致」で議決された場合に限り、この第6条第5号を適用させてはいかかがかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○本間会長

ただ今の事務局の説明に質問はありませんか。

では、当審議会として、これから審議する3業種の特定最低賃金について各専門部会で全会一致の議決がされた場合に限り、最低賃金審議会令第6条5項を適用するという取扱いにしてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご賛同いただきましたので、特定最低賃金専門部会において全会一致で議決された場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することといたしますので、よろしくお願いします。

続いて専門部会委員の推薦手続きについて事務局より説明をお願いします。

○事務局：門脇

本日から9月30日まで業種ごとに専門部会委員の推薦を募る公示を行い、推薦のあった方の中から労使各3名の委員を任命いたします。公益委員については本審議会委員の中から3名を任命いたします。

○本間会長

ただ今の説明についてご質問はございますか。

それでは次に、特定最低賃金の審議日程と改正の効力発生日について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

まず審議日程について申し上げます。最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、関係労使からの意見聴取に関する公示を本日から10月9日まで行い意見を募ります。特定最低賃金専門部会の開催日程についてですが、第1回専門部会は、例年どおり3業種の部会合同で開催したいと考えております。これから委員と日程調整のうえ開催日を決定しますが、各種手続き期間を考えますと、第1回専門部会の開催は10月上旬に開催したいと考えております。また、第2回以降の開催日については、会場確保の観点、発効日の観点から考えますと10月中の結審を目指し日程調整させていただきたいと考えております。日程調整の結果によりますが、審議日程、開催時間は柔軟に対応させていただきたいと考えておりますので、日程調整についてはご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、発効日についてです。先ほど最低賃金審議会令第6条第5項の適用が議決されましたので、全会一致で部会結審された場合は部会結審日の法定発効日以降の適用が可能となります。ここからは仮の話になりますが、10月23日までに全会一致で部会結審した場合は、法定発効日は12月21日となりますので、地域別最低賃金の発効日である12月23日の指定発効も可能となります。また、10月24日に全会一致で部会結審した場合は当初計画の12月25日発効、10月31日の場合は1月1日が法定発効日となります。第1回合同専門部会において、専門部会の開催日程をお示しする予定ですので、発効日につきましては、第1回合同専門部会で引き続きご審議いただきたいと思います。

○本間会長

ただ今の事務局からの説明について、質問・意見はございませんか。

それでは、発効日については、審議日程が決まってから引き続き審議するとこのことですが、この場で意見のある方はご発言ください。

ないようですので、次回、発効日について審議することにしたいと思いますがよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

それでは、次回、第1回合同部会の開催日は現時点では未定ですが、議事内容は、各部会の部会長選出や審議日程の確認、発効日についての審議予定です。公開で行うことにしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

議事の（4）その他ですが、事務局から何かありますか。

○事務局：門脇

特にございません。

○本間会長

予定していた議事はここまでですが、ほかに何かご発言はございませんか。

特定最低賃金についても、大変タイトな日程での審議をお願いすることになりますが、
よろしく願いいたします。

本日の審議会はこれで終了といたします。

お疲れ様でした。